運　送　約　款

受託手荷物の部

船舶運航事業者
阪九フェリー株式会社

受託手荷物の部

第１章　総則

適用範囲

第１条

この運送約款は、当社が経営する航路で行う受託手荷物の運送に適用されます。

２　この運送約款に定めのない事項については、法令の規定又は一般の慣習によります。

３　当社がこの運送約款の趣旨及び法令の規定に反しない範囲内で特約の申込みに応じたときは、その特約によります。

定義

第２条

この運送約款で「受託手荷物」とは、旅客がその乗船区間について運送を委託する物であって、次の各号のいずれかに該当するものをいいます。

（１）　３辺の長さの和が２メートル以下で、かつ、重量が30キログラム以下の物品

（２）　車いす（旅客が使用するものに限る。）

（３）　身体障害者補助犬（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第２条に規定する盲導犬、介助犬及び聴導犬であって、同法第12条の規定による表示をしているものをいう。）

２　この運送約款で「運送申込人」とは、受託手荷物の運送を委託する旅客をいいます。

３　この運送約款で「営業所」とは、当社の事務所及び当社が指定する者の事務所並びにインターネット上の当社のウェブページをいいます。

第２章　運送の引受け

運送の引受け

第３条

当社は、使用船舶の輸送力の範囲内において、運送の申込みの順序により、認証コードや紙片乗船券の提示を求めたうえ、１乗船当たり受託手荷物（前条第１項第２号及び第３号に掲げるものを除く。）を２個に限り、その運送契約の申込みに応じます。ただし、使用船舶の輸送力等を勘案し、当社が支障がないと認めたとき

は、２個を超える申込みに応じます。

２　当社は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、運送契約の申込みを拒絶し、又は既に締結した運送契約を解除することがあります。

（１）　当社が第６条の規定による措置をとった場合

（２）　受託手荷物が次のいずれかに該当する物である場合

ア　荷造り又は荷札の不完全なもの、破損しやすいもの、臭気を発するもの、不潔なものその他乗船者に迷惑を及ぼすおそれのあるもの

イ　白金、金その他の貴金属、貨幣、銀行券、有価証券、印紙類、宝石類、美術品、骨とう品その他の当社が定める限度額を超えるもの

ウ　銃砲、刀剣その他使用することにより、乗船者、他の物品又は使用船舶に危害を及ぼすおそれのあるもの

エ　爆発物その他乗船者、他の物品又は使用船舶に危害を及ぼすおそれのあるもの

オ　遺体

カ　生動物（第２条第１項第３号に該当するものを除く。）

キ　その他運送に不適当と認められるもの

（３）　運送申込人が法令若しくはこの運送約款の規定に違反する行為を行い、又は行うおそれがある場合

（４）　運送契約の申込みがこの運送約款と異なる運送条件によるものである場合

（５）　当該運送に関し、運送申込人から特別な負担を求められた場合

内容の申告等

第４条

運送申込人は、受託手荷物が前条第２項第２号のいずれかに該当する物であるときは、あらかじめその旨（同号ア、ウ又はエに該当する物（以下「危険品等」という。）であるときは、その旨及び当該危険品等の品名、性質その他の当該危険品等の安全な運送に必要な情報）を当社に申告しなければなりません。

２　当社は、前条第２項第２号のいずれかに該当する受託手荷物の運送の申込みに応じる場合には、運送申込人に対し、その負担において当該受託手荷物につき看守人の添乗、損害保険の付保その他の必要な措置をとることを求めることがあります。

３　当社は、受託手荷物が前条第２項第２号のいずれかに該当する物である疑い

があるときは、運送申込人又は第三者の立会いのもとに、当該受託手荷物の内容を点検することがあります。

4　当社は、前条第２項第２号イに該当する受託手荷物（次項において「高価品」という。）の運送に関しては、運送申込人が運送の申込みに際し当該受託手荷物の種類及び価格を明示した場合を除き、その滅失又は損傷による損害については、これを賠償する責任を負いません。

5　前項の規定は、次に掲げる場合については適用しません。

（１）　運送契約の締結の当時、高価品であることを当社が知っていた場合

（２）　当社又はその使用人の故意又は重大な過失によって高価品の滅失又は損傷が生じた場合

返送、途中陸揚げ等

第５条

当社は、次に掲げるものを除き、受託手荷物の返送、転送、途中陸揚げその他の依頼には応じません。ただし、当社が取扱い上支障がないと認めた場合は、この限りではありません。

（１）　運送申込人が乗船を取り止め、又は途中下船した場合の受託手荷物の返送又は途中陸揚げ

2　前項の規定により当社が運送申込人の依頼に応じる場合に必要となる運賃その他の費用は、運送申込人の負担とします。

3　受託手荷物を途中陸揚げした場合には、当該受託手荷物の運送は、終了したものとみなします。

運航の中止等

第６条

当社は、法令の規定によるほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、予定した船便の発航の中止又は使用船舶、発着日時、航行経路若しくは発着港の変更の措置をとることがあります。

（１）　気象又は海象が船舶の航行に危険を及ばすおそれがある場合

（２）　天災、火災、海難、使用船舶の故障その他のやむを得ない事由が発生した場合

（３）　災害時における円滑な避難、緊急輸送その他これらに類する旅客又は貨物の輸送を行う場合

（４）　船員その他運送に携わる者の同盟罷業その他の争議行為が発生した場合
（５）　乗船者の疾病が発生した場合など生命が危険にさらされ、又は健康が著しく損なわれるおそれがある場合
（６）　使用船舶の奪取又は破壊等の不法行為が発生した場合
（７）　旅客が旅客運送の部第16条第１項各号に掲げる行為をし、又はしようとしていると信ずるに足りる相当な理由がある場合
（８）　官公署の命令又は要求があった場合

第３章　運賃

運賃の額等

第７条

受託手荷物の運賃（以下「運賃」という。）の額及びその適用方法については、第４項に定めるところによるほか、別に地方運輸局長（海運監理部長を含む。）に届け出たところによります。

２　運賃には、受託手荷物の積卸し料は含まれていません。
３　運賃には、受託手荷物の集荷配達料は含まれていません。
４　第２条第１項第２号及び第３号に掲げる受託手荷物の運賃は、無料とします。

運賃の収受

第８条

当社は、営業所において所定の運賃を収受し、これと引き換えに電子受託手荷物券若しくは紙片受託手荷物券を発行します。

運賃の変更の場合の取扱い

第９条

運賃が変更された場合において、その変更前に当社が発行した受託手荷物券は、有効とします。

払戻し及び払戻し手数料

第10条

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該受託手荷物券の発売営業所その他当社が指定する営業所において、それぞれ当該各号に定める額の運賃を払い戻します。

（1） 運送申込人が、受託手荷物券について、当該受託手荷物を運送する船便の発航前に払戻しの請求をした場合（次号に該当する場合を除く。）電子受託手荷物券に記録（若しくは紙片受託手荷物券の券面に記載）された金額

（2） 当社が第6条の規定による措置をとった場合、もしくは措置をとる可能性が生じたため取消手数料の免除期間を定めた場合において、運送申込人が運送契約を解除し、払戻しの請求をしたとき。 電子受託手荷物券に記録（若しくは紙片受託手荷物券の券面に記載）された金額と既使用区間に対応する運賃の額との差額

（3） 当社が第3条第2項の規定により運送契約を解除した場合 電子受託手荷物券に記録（若しくは紙片受託手荷物券の券面に記載）された金額と既使用区間に対応する運賃の額との差額

2 当社は、前項の規定により運賃の払戻しをするときは、100円の範囲内において当社が定める額の手数料を申し受けます。ただし、前項第2号及び第3号（第3条第2項第1号に係る場合に限る。）に係る払戻しについては、手数料を申し受けません。

第4章 受取り、引渡し等

受取り、引渡し等

第11条

当社は、積込港の船内において運送申込人から受託手荷物を受け取り、陸揚港の船内においてこれを引き渡すまでの間保管する責任を負います。

2 運送申込人が紙片受託手荷物券を紛失した場合には、当社が当該受託手荷物の引渡請求人を正当な受取人であると認め、かつ、当該受託手荷物をその者に引き渡した結果当社が受けるおそれがある一切の損失を補償する旨の保証を当該引渡請求人から得た場合に限り、別に定める手続きによりこれを当該引渡請求人に引き渡します。

3 当社が受託手荷物券の持参人に引き渡した受託手荷物に関しては、その者が正当な受取人であるか否かにかかわらず、当該引渡しの結果生じた損害については、当社は、これを賠償する責任を負いません。

第5章 賠償責任

当社の賠償責任

第12条

当社は、受託手荷物の滅失又は損傷による損害については、第４条第４項において当社が免責される場合を除き、その損害の原因となった事故が、当該受託手荷物が当社の管理下にある間に生じたものである場合に限り、これを賠償する責任を負います。

２　前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しません。

（１）　当社が、使用船舶に構造上の欠陥及び機能の障害がなかったこと並びに当社及びその使用人が当該損害を防止するために必要な措置をとったこと又は不可抗力などの理由によりその措置をとることができなかったことを証明した場合

（２）　当社が、運送申込人若しくは第三者の故意又は過失により、又は運送申込人が法令若しくはこの運送約款を守らなかったことにより当該損害が生じたことを証明した場合

３　当社が第６条の規定による措置をとったことにより生じた損害については、第１項の規定により当社が責任を負う場合を除き、当社は、これを賠償する責任を負いません。

運送申込人の損害賠償請求権

第13条

運送申込人が留保をなさずに引渡しを受けた受託手荷物については、当該受託手荷物に関して生じた損害についての当社に対する賠償請求権を放棄したものとみなします。ただし、直ちに発見することができない損傷又は一部滅失がある場合であって、その引渡しの日より14日以内に当社に対しその事実を文書により通知したときは、この限りではありません。

運送申込人に対する賠償請求

第14条

運送申込人が、その故意若しくは過失により、又は法令若しくはこの運送約款を守らなかったことにより当社に損害を与えた場合は、当社は、当該運送申込人に対し、その損害の賠償を求めることがあります。

適用期日

この運送約款は令和７年12月１日から適用します。